

令和7年度 第6回岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和7年11月17日(月) 午後1時30分～午後2時56分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

(公益代表委員)植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、横山委員

(労働者代表委員)小菅委員、小林委員、佐々木委員、山田委員

(欠席委員:藤本委員)

(使用者代表委員)工藤委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員

(事務局)白石労働局長、小川労働基準部長、高橋賃金室長、鈴木賃金室員

4 議 事

(1)岩手県特定(産業別)最低賃金専門部会における審議結果について

(2)岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議、採決及び答申)

(3)その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており、有効に成立していることが報告された(最低賃金審議会令第5条2項「審議会の成立」)。

次に、齋藤会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小菅委員、使用者代表委員から工藤委員が指名された(岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項「議事録署名人の指名」)。

(全ての議事を「公開審議」とした)

(1)岩手県特定(産業別)最低賃金専門部会における審議結果について

(2)岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議、採決及び答申)

○齋藤会長

それでは、議題に入ります。議題(1)「岩手県特定(産業別)最低賃金専門部会における審議結果について」及び議題(2)「岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議、採決及び答申)」を一括で審議いたします。

改正決定の審議が行われた4産業全ての部会が結審しておりますので、順次、各部会の審議結果について部会長から報告をお願いします。

それでは、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会について、郷右近部会長お願いいたします。

○郷右近部会長

当専門部会は、11月6日、11月10日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねて参りましたが、労使の合意を得るに至らず、労使双方からの申出により公益委員案を提示し、採決した結果、金額は賛成5、反対3、発効日は全会一致により、

次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額1,008円を64円引き上げ1,072円（引上げ率6.35%）とする。発効日は法定発効とする」。

なお、審議結果報告につきましては、写しを配付させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ、説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

○事務局 賃金室長

初めに、一部専門部会で委員から御質問がございました件につきまして、事務局の説明を補足させていただきたいと思っております。本日お配りしております資料1から4は一部非公開資料で、専門部会審議結果は非公開となっております。そのため、これから代読します審議結果は、ポイント部分の読み上げとなりますことを御理解願います。また、電子部品・デバイスと自動車小売業の第2回専門部会審議結果報告につきまして、第3回専門部会で加筆修正等の御意見がございましたので、再度部会長から御確認いただいた審議結果を添付しておりますことを御報告いたします。

それでは、鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業専門部会の審議結果を代読いたします。令和7年10月17日の合同専門部会については、代読を省略させていただきます。

令和7年11月6日に第2回専門部会が開催され、労働者側からは、労使で結ばれた労働協約の最低賃金を未組織労働者に拡大適用させることを目的としているという基本的考えが示され、183円引上げの1,191円が提示されました。使用者側からは、国内及び県内の経済状況と鉄鋼業の動向について説明がなされ、24円引上げの1,032円が提示されました。

その後、金額審議が進められ、令和7年11月10日の第3回専門部会において、最終的には労働者側79円、使用者側46円の提示となりましたが、労使双方の合意には至らなかったことから公益委員案が提示され、採決の結果、64円引上げの1,072円、法定発効で結審となりました。

それでは公益委員見解を読み上げさせていただきます。

「労働者側からは、物価上昇に伴って生活の向上・安定が求められている。人材確保のために特定最低賃金の優位性を保つべきである、基幹産業としての重要性などの主張がなされた。使用者側からは、海外との競争激化や原材料費の高騰もあって、急激な最低賃金引上げは企業維持に影響するので、中小企業・小規模事業所の支払能力に配慮するよう主張がなされた。公益委員案として、労使双方の主張を踏まえ、岩手県最低賃金の引上げ額を基礎として総合的に勘案し、中央最低賃金審議会が示したCランク目安額64円引き上げること、発効日は法定発効とすることとした。」

以上でございます。

○齋藤会長

次に、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会について、横山部会長お願いいたします。

○横山部会長

当専門部会は、10月30日、11月11日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め

審議を重ねた結果、労使の合意が得られ、金額、発効日いずれも全会一致で次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額985円を67円引き上げ1,052円（引上げ率6.8%）とする。発効日は令和8年2月1日とする」。

なお、審議結果報告につきましては、写しを配付させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ、説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

○事務局 賃金室長

それでは、代読いたします。

令和7年10月30日に第2回専門部会が開催され、労働者側からは、岩手県の平均所得は全国平均と比較して低く、所得の底上げと産業の優位性を担保したいという考えが示され、149円引上げの1,134円が提示されました。使用者側からは、特に中小企業・小規模事業者においては企業物価高や人手不足などから、大幅な最低賃金引上げは経営に悪影響を及ぼすなどの説明がなされ、47円引上げの1,032円が提示されました。

その後、金額審議が進められ、令和7年11月11日の第3回専門部会において、最終的には労働者側が67円引上げの1,052円、発効日は令和8年2月1日の提示をしたところ、使用者側から採決に応じる旨の意思表示がなされ、採決の結果、全会一致で67円引上げの1,052円、発効日は令和8年2月1日となりました。

以上でございます。

○齋藤会長

次に、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会について、近藤部会長お願いいたします。

○近藤部会長

当専門部会は、10月31日、11月4日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねて参りましたが、労使の合意を得るに至らず、労使双方からの申出により公益委員案を提示し、採決した結果、金額、発効日いずれも賛成5、反対3により、次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額975円を64円引き上げ1,039円（引上げ率6.56%）とする。発効日は法定発効とする」。

なお、審議結果につきましては、写しを配付させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ、説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

○事務局 賃金室長

それでは、代読いたします。

令和7年10月31日に第2回専門部会が開催され、労働者側からは、岩手県では電気・デバイスは自動車産業と並び主要産業であるところ、他の産業に比べ最低賃金が低く、これを改善する必要があるとの考えが示され、83円引上げの1,058円が提示されました。使用者側からは、今年度は地域別最低賃金が大幅に上昇したことで、エビデンスを示すことができないとの考えが示され、57円引上げの1,032円が提示されました。

その後、金額審議が進められ、令和7年11月4日の第3回専門部会において、最終的

には労働者側は81円、使用者側は第1回金額提示のまま57円で、労使双方の合意に至らなかったことから公益委員案が提示され、採決の結果、64円引上げの1,039円、法定発効で結審となりました。

公益委員見解を読み上げます。

「岩手県最低賃金引上げ額79円は、セーフティーネットとする地方最低賃金の趣旨を鑑みた上で、消費者物価指数に加え地域格差の是正を加味し総合的に勘案して提案し採択されたもので、消費者に寄り添った最低賃金額の提示となったものであるが、一方、特定（産業別）最低賃金については、産業別の競争優位性を考慮した上で、労使双方のイニシアティブに則って決定される趣旨であり、労働者側から労働協約に基づく申出があったものの、192社のうち労働協約に上がっていない181社のほとんどが中小企業・小規模事業所と思われ、それら事業所に与える影響を勘案して、中央最低賃金審議会が示したCランク目安額の64円の引上げを公益委員案として提案した。」

以上でございます。

○齋藤会長

次に、岩手県自動車小売業最低賃金専門部会について、植村部会長お願いいたします。

○植村部会長

当専門部会は、11月6日、11月13日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねて参りましたところ、労使の合意に至らず、労使双方からの申出により公益案を提示し採決した結果、金額は賛成5、反対3、発効日は全会一致により、次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額1,004円を64円引き上げ1,068円（引上げ率は6.37%）とする。発効日は法定発効とする」。

なお、審議結果報告につきましては、写しを配付させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ、説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

○事務局 賃金室長

それでは、代読いたします。

令和7年11月6日に第2回専門部会が開催され、労働者側からは、自動車小売業界の成長発展のためには産業の優位性を担保していかなければならず、人材不足や物価高騰の影響に対して特定最低賃金も引き上げていかなければ、自動車産業のみならず県全体の衰退に直結するとの考えが示され、107円引上げの1,111円が提示されました。使用者側からは、県内の経済状況と自動車小売業の動向について説明がなされ、28円引上げの1,032円が提示されました。

その後、金額審議が進められ、令和7年11月13日の第3回専門部会において、最終的には労働者側は74円、使用者側は55円の提示となりましたが、労使双方の合意に至らなかったことから公益委員案が提示され、採決の結果、64円引上げの1,068円、法定発効で結審となりました。

公益委員見解を読み上げます。

「これまで真摯な議論をいただいたが、労使双方の歩み寄りに至らなかった。人材確保の面では、双方が課題であるという意見の一致は図られた。岩手県最低賃金に対する

特定（産業別）最低賃金の優位性の確保、新車販売台数が減少していること、中小企業・小規模事業者への影響を考え、総合的に勘案したものである。」

以上でございます。

○齋藤会長

ありがとうございました。

専門部会の審議結果について、各部長から報告がありました。専門部会委員の皆様には、連日また長時間にわたり真摯な審議を尽くしていただき、本当にありがとうございました。

専門部会の審議結果について、委員の皆様から質問、意見等がありましたら、御発言をお願いします。

○瀬川委員

先ほど事務局の説明の中で、公開するのは資料の2ページ目までということですか。

○事務局 賃金室長

はい、そうです。

○瀬川委員

3ページ以降の審議結果報告は、開示請求でも出さないという趣旨でしょうか。

○事務局 賃金室長

開示請求も基本的には非公開という整理になります。

○瀬川委員

分かりました。

○齋藤会長

そのような取扱いになるということでございます。それ以外、何かございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、これで質問、意見等を終了し、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、各専門部会の審議結果をもって各特定（産業別）最低賃金の改正決定について御提案申し上げ、採決したいと思っております。採決は個別に行います。

まず、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金についてです。

（議案1、議案2の順に挙手による採決が行われた。）

<議案1

現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金について、時間額1,008円を64円引き上げ1,072円（引上げ率6.35%）とする。

採決結果

賛成9名（公益代表委員4名、使用者代表委員5名）、反対4名（労働者代表委員4名）で、賛成多数により議案1が議決された。

<議案2

発効日は法定発効とする。

<採決結果>

賛成13名（公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名）、反対0により全会一致で議案2が可決された。

○齋藤会長

次に、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金についてです。
（議案1、議案2の順に挙手による採決が行われた。）

<議案1

現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金について、時間額985円を67円引き上げ1,052円（引上げ率6.8%）とする。

採決結果

賛成13名（公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名）、反対0により全会一致で議案1が議決された。

<議案2

発効日は令和8年2月1日とする。

<採決結果>

賛成13名（公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名）、反対0により全会一致で議案2が可決された。

○齋藤会長

次に、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金についてです。
（議案1、議案2の順に挙手による採決が行われた。）

<議案1

現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、時間額975円を64円引き上げ1,039円（引上げ率6.56%）とする。

採決結果

賛成9名（公益代表委員4名、使用者代表委員5名）、反対4名（労働者代表委員4名）で、賛成多数により議案1が議決された。

<議案2

発効日は法定発効とする。

<採決結果>

賛成9名（公益代表委員4名、使用者代表委員5名）、反対4名（労働者代表委員4名）で、賛成多数により議案2が可決された。

○齋藤会長

次に、岩手県自動車小売業最低賃金についてです。
（議案1、議案2の順に挙手による採決が行われた。）

<議案1

現行の岩手県自動車小売業最低賃金について、時間額1,004円を64円引き上げ1,068円（引上げ率6.37%）とする。

採決結果

賛成9名（公益代表委員4名、使用者代表委員5名）、反対4名（労働者代表委員4

名)で、賛成多数により議案1が議決された。

<議案2

発効日は法定発効とする。

<採決結果>

賛成13名(公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名)反対0により、全会一致で議案2が可決された。

○齋藤会長

ありがとうございました。

この審議結果等につきまして、労使双方から御発言があればお願いいたします。それでは、労働者側からお願いいたします。

○佐々木委員

特定最低賃金の専門部会の皆さんにはお疲れさまとお伝えします。

地域別最低賃金が大幅な引上げということで、かなり厳しい状況の中であったにもかかわらず、この特定最低賃金について目安額を中心とした結果になったことにつきまして私どもとしては、もう少し上げてほしかったところではございますが、結果は結果として受け止めていきたいと思っております。

大変皆さんには御苦勞をおかけしたところもございますし、日程もかなり押し迫った中で議論したところもございます。業種によっては、検討する時間が少なかった部分もあると思っております。次の課題が見えてきたところもありますので、それに向けて私どもも努力していきたいと思っております。

まずは、皆さんには御礼を申し上げたいと思っております。

○齋藤会長

ありがとうございました。次に使用者側からお願いいたします。

○藤田委員

今4本の採決ということでございますので、結果は結果として厳粛に受け止めなければならないと考えてございます。

ただ、1点だけ指摘させていただければ、大幅な地域別最低賃金の引上げ、それも前例のないような引上げ、また政権が交代したことによって、目安額よりも引き上げた都道府県については、特別な対応するといった約束事もトーンダウンしているというのが現状ではないかと考えてございます。

そういうことを考えると、この特定最低賃金制度については、地域別最低賃金の大幅な引上げでいわゆる埋没と申しますか、食われているという表現が適切かどうかはありますが、非常に自主的に機能しないケースが全国的にも目立っている、制度の見直しの声も高まっている、県内ではその廃止を国に要望した経済団体も既にあることを指摘させていただきたいと思っておりますし、来年度については、必要性審議の段階から極めて厳しい態度で臨みたいということをつけ加えさせていただきます。

○齋藤会長

ありがとうございました。労使双方から審議結果の受け止めをお話しいただきました。他の委員から何か御意見はございませんか。よろしいですね。

それでは、事務局は答申の準備をお願いします。

(答申文(案)が委員に配付された。)

○齋藤会長

それでは、ただいま答申の案が配られたかと思えます。本案をもって岩手地方最低賃金審議会の答申文としてよろしいか、皆様にお諮りいたします。御確認いただきましたでしょうか。

(異議なし)

それでは、岩手地方最低賃金審議会は、令和7年9月16日に岩手労働局長から岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について諮問を受け、本日まで鋭意、調査審議を重ねて参りましたところ、本日意見をまとめることができましたので、この意見をもって岩手労働局長に答申をいたします。

<岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)>

齋藤会長が答申文を読み上げた後、白石局長に岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について答申文が手交された(最低賃金法第15条(特定最低賃金の決定等))。

(答申を受け、白石労働局長から挨拶があった。)

○齋藤会長

それでは、今後の手続や日程等について事務局から説明してください。

○事務局 賃金室長

本日答申をいただきましたので、本日付けで最低賃金法第15条3項の規定に基づき、異議申出公示を行います。異議申出期間は、公示日の翌日から起算して15日間となっており、12月2日(火)が異議申出期限となります。

異議の申出がない場合は、審議会の意見をもって官報公示手続に入り、手続が順調に進みますと12月16日(火)の官報に掲載され、令和8年1月15日(木)に法定発効されます。なお、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業につきましては令和8年2月1日になります。

異議申出があった場合は、日程調整の結果12月3日(水)午前中に審議会を開催し、異議申出について審議し、答申をいただくこととなります。異議の申出が否決されますと、原答申どおりの審議会意見をもって官報公示手続に入り、手続が順調に進みますと12月16日(火)の官報に掲載され、令和8年1月15日(木)に法定発効となります。光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業につきましては、発効日は令和8年2月1日となります。

○齋藤会長

ただいまの事務局の説明に質問等はございますでしょうか。工藤委員どうぞ。

○工藤委員

使用者委員の工藤です。先日の岩手地方労働審議会でも最低賃金引上げに伴う賃上げ環境の整備、支援については、厚生労働省あるいは経済産業省、中小企業庁とも連携してお願いしたいというお話をさせていただきましたが、早速白石局長が厚生労働省や中小企業庁に伺っていただいたということで、引き続きしっかりと賃上げ環境の整備についてお願いしたいと思います。

それで質問ですが、異議申出があった場合は12月3日に審議会開催ということですが、これは12月2日の異議申出期限までに申出があった場合は開催、なければ開催はないということだと思いますが、申出が出てきた場合は連絡をいただきたいと思いますが、ない場合はなかったという連絡をいただきたいと思いますが、そういった連絡はいただけるのかという質問と、例年この異議申出の審議会は開催されているかお聞きしたいと思います。

○齋藤会長

2点でございました。12月3日の異議の申出がない場合における連絡の仕方と、それから例年は開催されているかの2つと思いますが、事務局お願いします。

○事務局 賃金室長

御質問の1点目ですが、最後に御説明する予定でございましたが、12月2日が異議申出の期限ですので、午後5時から6時の間にお電話またはメールで皆様に御連絡を差し上げたいと考えております。

異議申出はこれまであったかという御質問ですが、昨年度は異議申出はございませんでした。令和5年度と記憶していますが1件ございまして、御審議いただいております。例年は異議申出がない方が多いようですが、連絡体制につきましては速やかに行いたいと考えております。

○工藤委員

了解しました。よろしくお願いします。

○齋藤会長

それ以外、何かございますでしょうか。よろしいですね。

(3) その他

○齋藤会長

それでは、次の議題(3)「その他」に入ります。事務局に何か用意している議題はありますか。

○事務局 賃金室長

委員の実地視察につきましては、地域等の実態を直接御認識いただくことを目的としまして、本年度は6月10日に実施したところです。来年度も6月中旬頃を目途に実地視察を実施することとしてよろしいか、まずお伺いしたいと思います。

また、来年度も実施することとされた場合、視察の対象業種、対象地域、実施時期、実施方法等について御意見をいただきたいと思います。

なお、本年度の実地視察では、多くの委員が御出席いただける日程調整ができなかったことを踏まえまして、来年度の日程調整に当たりましては、できるだけ多くの委員が御出席いただけるよう調整を行って参りたいと考えております。

本日の検討結果を踏まえまして、事務局では次回以降に開催する審議会において、視察対象等について御提案したいと考えております。

なお、視察先事業場は非公表ですので差し控えますが、令和4年度は平泉町の飲食業と一関職業安定所で県内地域の雇用情勢の説明、令和5年度は岩泉町の食料品製造業と

ゴム製品製造業、令和6年度は盛岡市内の食料品製造業とクリーニング工場、令和7年度は大船渡市と陸前高田市の水産加工食品製造業を視察しております。

以上でございます。

○齋藤会長

それでは、御意見等をいただきたいと思いますが、まず来年度の実地視察の実施についてでございますが、これにつきましてはこれまでもできるだけ出席したいという委員が多いですし、公労使とも重視してきたところでございます。したがって、コロナ禍のように特段の事情がない限りは実施すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、特段の事情がない限り実施することで決定したいと思います。

次に、視察対象業種、対象地域、実施時期、実施方法等についてお伺いします。特に対象業種や対象地域を中心にできるだけ多く皆様の御意見をいただければ、事務局が検討する際の参考になると思います。いかがでしょうか。

○近藤委員

対象業種ですが、過去の視察事業場を見ると食品加工が何回かあって多いと思いますので、まずは食品加工は外した方がいいのではないかとというのが私の意見になります。それとともに、先ほど藤田委員からも特定最低賃金について、その是非も含めて議論したいということもありましたので、できましたら特定最低賃金の4業種の中から視察先を選ぶのがよろしいのではないかとというのが私の意見になります。

○齋藤会長

ありがとうございます。ただいまの御意見は、食品加工がこれまで多いので来年度は外してもよろしいのではないかと御意見と、特定最低賃金の是非についてのお話もあるので、関連のある業種を見てはどうかという御意見でございました。

意見として承りたいと思います、事務局でコメントがあれば後でしてください。

○瀬川委員

今回特定最低賃金の電子部品・デバイスで議論のあった資本集約型と労働集約型の生産の違い、特に電子・デバイスについては同一労働同一賃金なのかという議論もあり、資本集約型と労働集約型を見比べるような調査も今後必要ではないかと思えます。

○齋藤会長

特定最低賃金の電子・デバイス関係の議論で、資本集約型と労働集約型についてどうなのか参考になる業種はどうかという御意見でございました。その他でございますでしょうか。山田委員どうぞ。

○山田委員

この視察は岩手県最低賃金のための視察であったと思いますので、特定最低賃金の産業となるともとの位置付けが違うところがあるので、岩手県最低賃金審議の実地視察ということであれば、岩手県最低賃金が適用になる業種の実態、最低賃金がどういう影響があるか、その目的をはっきりした上で視察先を検討された方がいいと思います。

○齋藤会長

山田委員は、いわゆる特定最低賃金か、地域別最低賃金が対象なのか、明確にした方がいいのではないかと。確かにこれまでは特定最低賃金の産業は除いて、地域別最低賃金について対象としてきたかと思いますが、後で事務局からコメントをと先ほど申し上げていましたが、今山田委員からも質問がございましたので、事務局お願いできますでしょうか。

○事務局 賃金室長

御意見ありがとうございます。

この視察は地域別最低賃金の審議を踏まえて、いわゆる地域別最低賃金対象業種を視察させていただいておりますので、特定最低賃金対象業種は今まで視察対象にしていないところです。ですので、御意見等をいただくのは、特定最低賃金以外の業種を前提にいただきたいと思います。

○齋藤会長

そういうことで整理されているというところですが、よろしいでしょうか。

○山田委員

わかりました。

○齋藤会長

それでは、それ以外に御意見ありましたらお願いします、いろいろ御意見いただいた方が検討する際の材料になるかと思えます。

○植村委員

確認ですが、実施方法とありますが、何か選択肢があるのでしょうか。

○事務局 賃金室長

実現可能かどうかということもありますが、例えばウェブで実施する方法の検討もあるかと思えます。

例えば、視察会社からウェブで説明をいただく、工場内をカメラで写して説明をいただく、これは相手側も対応できるかどうか実現可能性は未知数ですが、岩手県は広く移動時間を要することもありますので、ウェブを活用した視察、または御意見を伺う、意見交換をすることなども検討の一つということです。そのようなことも含め御意見を頂戴できればと思っております。

○齋藤会長

昨年の事務局の答えでは難しいのではないかとされていたウェブを利用した形のお話でございましたが、ただいまの回答ではこちら側あるいは相手方も含めて可能であれば、ウェブを利用した方法も検討してみるということです。

○工藤委員

来年度の実地視察の対象業種等というお話でありますし、先ほどの事務局の説明からすると、地域別最低賃金に係る視察ということであれば、最低賃金引上げの影響がどうかとか、そういうのを一般論として考えると、影響が大きい業種はデータとかで分かるものですか。例えば適用対象が多い業種とか、例年最低賃金の違反が多い業種とか、そういったのも含めて影響が大きい業種を見るといいかなと思いますが、一方で今年度初めの頃の審議会で説明がありましたのは、事業所に視察対応できる体力がある程度必要

なので、小規模事業所は対応が難しいのではないかと説明があったと思います。

そういうことからすると、影響がどうか視察したいところは行けない、受け入れられない課題があり、それを解決しながら対応する必要があるのではないかと思います。

なので、影響が大きくあって大丈夫かという小規模事業所で、視察負担を少なく理解をいただき、実態が見れる対象業種なり対象事業所を判断する。そういう課題を解決しながら検討していくことがいいのではないかと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。

まさに一番お聞きしたいところを見たいということと、実際に受け入れてくれるところがあるかどうか両方あるかと思いますが、今の話しは基礎調査の未満率とか影響率が大きい小規模な企業の視察受け入れはなかなか難しいと思うが、視察対象としてはどうかというお話だったかと思います。よろしいでしょうか。

○工藤委員

はい。

○齋藤会長

大変な部分もあるかと思いますが、可能な限りお願いしたいと思います。その他ございますでしょうか。労働者側から何か御希望あればお願いしたいと思います。

○佐々木委員

平成30年度からコロナ禍で実施できなかった時期もあるということですが、ここ数年の実施状況を見れば、次は二戸方面とか水沢方面のどちらかになるかとは思っているところですが、私は二戸地域を見させていただければありがたいかと思っているところです。

○齋藤会長

ありがとうございます。

確かにこれまでの流れを平成30年度から見ますと、沿岸南部、次は県北、そして令和4年度内陸南部、5年度沿岸中北部、6年度県央、7年度沿岸南部という順番で大体網羅してきましたが、県北にしばらく行っていないところは佐々木委員がおっしゃるとおりあると思いますが、対象地域の御意見でも結構でございますので、いろいろ御意見いただければと思います。業種あるいは地域どちらでも結構ですのでお願いします。

○小菅委員

私が最低賃金審議会委員になってからは、実地視察は岩泉方面だけ行けなかったのですが、使用者側の皆さんと共通認識なのですが、県南は企業が集積しているのでどうしても賃金水準が高いですね。瀬川委員がよくおっしゃるのですが、県北、沿岸の実情をみんなで見た方がいいのではないかとということで、最低賃金近傍となるとこれまでのようなチョイスになってくるのだと思います。

県南といっても、めちゃめちゃでかい企業に引っ張られているところは北上、花巻、奥州だけだと思いますが、一関は結構恩恵を受けないところなので視察に行ったと思います。県北、沿岸で最低賃金近傍の企業で、先ほど視察受け入れ体力の話をされていましたが、今回行った水産加工会社は非常に小規模ですが受け入れていただいたので、そ

ういうところもきちんと説明すれば受け入れていただければと思います。

多分最低賃金近傍というところをチョイスするからこそ、食品加工業に行ってしまう訳ですよ。だから、こういうチョイスになっていると勝手に思っていますが、できれば、県北、沿岸で製造業なり別に営業職でもいいのですが、最低賃金近傍であるような企業を見たい。県南に行ってしまうとほぼ製造業しかなくなるので、そういうところをチョイスしていただければというのは、ずっと思っているところです。

あと、実施時期も決めてしまった方がいいと思います。何日、何日と、うろうろ、うろうろしていたから、皆さんその際にスケジュールが埋まってしまって、出られない日に設定になってしまったのが今回のことだと思うので、あらかじめ設定してしまった方が企業との兼ね合いもあるので、例えばこの週で企業の都合がいいところで設定しますよと言ってもらえれば、予定も合わせやすいのではないかと思います。実施時期がうろうろしてしまうと、あまりよろしくないと思うので、できれば県北、沿岸の最低賃金近傍で、近藤委員の言う食品加工業以外を確認したいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。

これまでの経緯を見て、特に最低賃金近傍の業種、企業が多い県北、沿岸、そして食品製造業以外の業種を見たいというお話がありました。

また、実施時期についてですが、できるだけ早めに決めた方が企業も委員もよろしいのではないかと御助言をいただきました。

調整がなかなか大変なところもあるかと思いますが、あまり日程が後ろにならない方がいいのではないかとということで、今までは6月20日前後になっていたと思いますが、今年はちょっと早くて6月10日になりましたが、6月下旬になると企業の決算時期になりますし、審議会から日を少し開けた6月20日前後あたりが適切かと思っております。

○瀬川委員

実施時期について意見ですが、6月中旬から下旬にかけては、我々のような中間支援機関、商工会議所もそうですし、商工会もそうですが、各団体の県単位の総会シーズンになりますし、それから東北・北海道ブロックの会議が入ってきたり、中央の全国総会とか理事会が結構入ってきて、我々団体にとっては相当厳しい時期かと思えます。使用者側のタイミングとすれば、前に持ってくるか後ろにずらすかお願いしたいです。

ただ、逆を言うと、そういう大きい行事なので、もう既に日程がほぼ決まっているので、その隙間があるかどうかは今聞いても各団体大体分かると思います。

○齋藤会長

大変ありがとうございます。

使用者側の中小企業関係の団体等も全国会議あるいは東北会議等が集中する頃で、できればこの時期を避けた方がいいのではないかと御意見でしたが、一方でそういった大規模な会議ですので、日程を早めにお聞きして、そこを外した日程を組むことも考えられるというお話でしたので、今のお話と小菅委員の話も併せて、早めに日程を把握した上で検討していただくことになろうかと思いますが、事務局よろしいでしょうか。

○事務局 賃金室長

皆様から貴重な御意見をたくさんいただきましたので、できれば年度内におおよその皆様のスケジュールを確認して日程を調整し、業種も最低賃金近傍で働く方が多い業種とか、地域もあまり遠方ですと移動時間の関係で視察する事業所が1か所しかできないといったこともございますので、複数視察できる距離やスケジュールが調整できるか加味しながら、なるべく早めに皆様にお示しして、今年度最後の審議会でおよその提案ができればいいかと、御意見を伺って考えております。よろしくお願いいたします。

○齋藤会長

それ以外ございますか。山田委員どうぞ。

○山田委員

前回までは、労働組合があるところをお願いしたのですが、労働組合があってもなくても何を求めているかといったら、従業員の方が本心で言ってもらえる環境をどう作るかというところが大切かと思っています。

就業時間中に従業員の方に来てもらうとなると、その方を経営側が選ぶということであれば、もっと言ったら最低賃金に達していない企業もある中で、そこで働いている方がいらっしゃるということは、ある意味会社の状況を分かっている、なかなかそれも無理なのだと分かった上で対応されている方もいるだろうと考えると、できる限りそういうところではなくて、生計費だったり賃金実態の思っていることを言ってもらえるような環境をどう作るかというところになりますので、例えばお昼休みの時間に対応していただける方、会社の指名ではなくて、5人でも10人でも、その方とお昼休み時間中に話をさせてもらうとか、そんな形でやらないと本心を多分言えないと思うのですよね。

なので、何を目的にということ考えると、本心で言ってもらえる状況を何とか作れるように考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○齋藤会長

労組のあるところで協力いただいて、昼時間に本心をお聞きできるようなこともあるのではないかと御提案でございました。そこについては、相手のあることでございますので、事務局で検討いただいて、可能であればということになるかと思いますが、事務局、そういうことでよろしいですか。

○事務局 賃金室長

はい。

○齋藤会長

それでは、それ以外にありましたらお願いいたします。大体よろしいでしょうか。事務局、このあたりで閉めて参考にしていただくことでよろしいですか。

○事務局 賃金室長

改めて大まかな案になるかもしれませんが提案して、御意見もいただきながら決めていきたいと思っております。

○齋藤会長

分かりました。それでは、来年度の実地視察につきましては、本日いただいた意見等を踏まえて、事務局には検討、準備をお願いしたいと思います。

3月の審議会で一定の提案をしたいというところでありましたので、また何か御意見

ありましたらお願いしたいと思います。

それでは、ほかに何かございますか。

○瀬川委員

12月3日の異議審ですが、できれば前の日の夕方5時過ぎに連絡ではなくて、異議が出たらすぐ教えてほしいなと思っているのですが、2日に東京出張が入りそうで、夜泊まるか泊まらないかという問題もあって、異議が出たらすぐ教えていただけないかというのが1つお願いです。

それから、審議会全体の日程の取り方ですが、実地調査だけではなくいろいろありますが、これだけ大幅な最低賃金の引上げがどんどん続いていって、来年度も多分高市総理が大幅な賃上げ、責任ある積極財政ということで加速するとすれば、今年度特別小委員会も3回もやるという異例な事態だったと思いますが、そういうことを踏まえると日程はある程度全体的に余裕を持ちつつ早く決めるというやり方を事務局にはやっていただきたいなというのがあります。

この間の地方労働審議会でもお話しさせていただいたとおりですが、今回我々が地域別最低賃金では退席ということになった訳ですが、例えば公益委員案に関してもう一回説明なり議論する機会があるかないかによって、いきなり採決に入ったこと自体が退席という結果になったのではないかと思うところもあり、公益委員の説明をしっかりエビデンスとかデータも出してもらいながら、我々がしっかり検討する時間も今後はあってもいいのではないかと。審議会の日が決まっているから、そこまでに結論を出さなければならぬみたいな追い込み方をされるのではなく、2年前の岸田総理が約束した議論を尽くすということがしっかり守られるような日程の取り方や、あらかじめの予測、余裕を持った日程の取り方、そういうものをお願いしたいと思います。

今年最後になるかもしれませんが、いずれ今、臨時国会で補正予算が12兆円を超えとか、大型経済対策だとか言われていますが、予算が地方に下りてくると、我々商工会議所や中央会、商工会連合会は、最低賃金の原資を確保するための伴走支援に走り回るのです。

だから、いろんな使い易い制度も作ってもらいたいし、それを中小企業に浸透させていく、県内3万7,000社の中小・小規模事業者に対して、我々支援団体が必死になって今取り組んでいるところでありますので、何とかそういう点からも我々がこの仕事によっては企業の支払原資も確保して、あとは県も今日発表するようですけども、賃上げ支援金に関しても相当知事が思い切った決断をしたと思うのですが、そういったところの活用も我々団体が応援、支援するということでもありますので、そういう点からしても我々とすれば、根拠のある、データに基づいた地域別最低賃金なり特定最低賃金というものを決めるようにしていかないと、経営者の皆さんの理解が得られないというところがあるので、何とか日程も含めてよろしくお願いしたいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございました。取りあえず事務局、何かありましたらお願いします。

○事務局 賃金室長

御意見ありがとうございます。

まず、1つ目の異議審の関係でございますが、地域別最低賃金の時に異議申出が出た際に申出書を皆様に事前に展開させていただいております。今回も異議申出を受理しましたら、速やかに皆様に申出書を展開させていただきたいと思っております。また、期限ぎりぎりに提出されるケースもございますので、速やかに電話なりメールで開催させていただく旨の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

審議日程関係の御意見ありがとうございます。今年度、私どもが不慣れなため日程調整など様々御迷惑をおかけしたと思っております。申し訳ございませんでした。ただいまの御意見を踏まえまして、来年度もある程度審議にゆとりを持たせた日程を組んでいきたいと考えております。それには皆様からも御協力いただければなりませんし、御相談させていただくこともあると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤会長

瀬川委員から、これまでの経験を踏まえた日程調整等の話もいただきました。公益委員といたしましては、これまでもそうですが、今後におきましてもできるだけ十分な審議が行われるように努めて参りたいと思っております。

そのためには、日程についても可能な範囲で若干余裕を持った日程にすることも考えられようかとも思いますし、公益見解を示してからもう一度ということは制度的にあり得ないと思っておりますが、公益見解に至るまでに意見を詰めていく時間をできるだけ取れるように、しっかりと十分審議を尽くす形にして参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2 その他

○齋藤会長

それでは次に、次第の2、その他に入ります。皆様から何かございますでしょうか。特になければ、これで議事を終了いたします。